

令和4年10月24日

カードローン定型約款改定について

平素は横浜信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫が取扱う各種カードローン（よこはまメインカードローン、カードローンきゃっする）に適用される定型約款を下記のとおり改定するので、お知らせします。

記

1. 改定日

令和5年1月1日

2. 変更内容

「よこはまメインカードローン」「カードローンきゃっする」では、毎月の返済金額は前月10日時点の融資残高に応じて決定され、契約極度額にかかわらず、融資残高のみで返済額を決定していますが、当金庫が令和5年1月1日に更改する新システムは、返済金額決定にあたって、融資残高と契約極度額のうちいずれか小さいほうを計算に用います。

つきましては、定型約款を改定して、融資残高が契約極度額を超える場合には、契約極度額を返済金額算出の基礎とすることとさせていただきます。

なお、本変更は記載の状態に該当した月に限り、返済額が従前よりも少なくなるものであり、お客さまに大きな不利益は生じませんが、早期の返済をご希望の場合は、ATMでローンカードを用いて任意の随時返済を行っていただくようお願いいたします。

【よこはまメインカードローンをご利用の場合の返済額の例】

- ・前月10日の残高が101万円であった場合

《変更前の返済額》

3万円

《変更後の返済額》

2万円

以 上